

一般財団法人みはら文化芸術財団友の会『ポポロクラブ』規約

(名称)

第1条 本会は、一般財団法人みはら文化芸術財団友の会「ポポロクラブ」（以下「ポポロクラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、一般財団法人みはら文化芸術財団（以下「財団」という。）が行う文化・芸術事業等の鑑賞、参加を通して、会員相互の交流を図り、文化芸術への理解と教養を深め、地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の運営に関する業務は、三原市芸術文化センター内に置く財団事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(会員)

第4条 会員とは、本規約を承認の上、事務局に所定の入会手続きを行い、財団が入会を認めた者をいう。

2 会員が資格を有する期間は、原則として財団が入会を認めた日から当該年度の3月31日までとし、以後継続して加入する場合は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(会費)

第5条 会費は年額2,500円とし、毎年所定の時期に財団が定めた方法により納入するものとする。障害者手帳を提示した者は年額1,000円とする。

修繕工事等のため長期間休館となる場合は、特例を設けることがある。

2 会員有効期限内に途中退会した場合は、理由を問わず年会費の返還は行わない。

(会員カードの発行)

第6条 会員には、ポポロクラブ会員メンバーズカード（以下「カード」という。）を発行する。

2 カードを、他人に譲渡もしくは貸与することは不可とする。

(特典)

第7条 会員は、入会時に財団が通知する各種特典について、財団が指定する方法により利用できるものとする。

2 各種特典について変更が生じた場合は、事務局が所定の方法で会員に通知する。

3 各種特典内容については、別途定めるものとする。

4 先行発売特典については、全体枚数の限定や、購入枚数の制限が加わる場合がある。

(届出事項の変更等)

第8条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更が生じたとき、その内容を速やかに財団に届け出るものとする。

2 会員は、前項の届出を怠ったために財団からの送付書類等が延着または不到着となった場合、異議の申し立てはできないものとする。

(カードの紛失、盗難等)

第9条 会員が、カードを紛失、または盗難にあった場合は、速やかに財団へ届け出るものとする。

- 2 カードを再発行する場合は、手数料 100 円を要する。
- 3 紛失、盗難その他の理由により、カードが第三者に利用されることにより生じた損害のすべては、会員が負うものとする。

(退会等)

第 10 条 財団は、会員が次のいずれかに該当する場合は、資格を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申告があったとき
- (2) 規約に違反したとき
- (3) その他、運営上支障があるとき
- (4) 会員特典を商業目的に流用したとき

(個人情報の利用目的)

第 11 条 会員の氏名、住所等入会申込書に記載された個人情報は、次の情報の送付の目的でのみ利用する。

- (1) 情報紙「popolo news」
- (2) 公演・事業案内
- (3) 公演・事業の中止、または変更が生じた場合の連絡

(規約の改正)

第 12 条 本規約の追加・変更をするときは、会員にその事項を通知もしくは、情報紙「popolo news」上で告知するものとする。通知後一定期間に連絡がない場合は、本規約の変更事項を承認したものとみなす。

その他「ポポロクラブ」運営に必要な事項について、本規約に定めのないことについては、財団が別に定める。

附 則

この規約は令和 2 年 3 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この規約は令和 6 年 3 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この規約は令和 7 年 3 月 1 日から適用するものとする。